

建設業等の業務連絡に 「アマチュア無線機」や 「外国規格無線機」は使えません!



アマチュア無線

- ✓ 仕事(業務)に使用した場合、免許があっても電波法違反として罰則の対象となります



- ✓ 免許が必要です
- ✓ 10分に1回程度コールサインを言いましょう
- ✓ 周波数の使用区別を守りましよう

外国規格無線 (FRS / GMRS)

- ✓ 外国規格無線機を国内で使用した場合、電波法違反で懲役1年以下又は100万円以下の罰金に処せられることがあります



- ✓ 防災無線や放送など、重要な無線に妨害を与えるおそれがあります
- ✓ 無線機に技術基準適合証明のマーク  がなければ、日本国内では使用できません

業務の連絡には、 「デジタル簡易無線 (登録局)」が便利です

- ・無線従事者の資格不要
- ・異なる業者間でも通信が可能
- ・秘話通信も設定可能

詳細は
裏面へ



※詳しい手続きについては、東北総合通信局陸上課 (022-221-0669) にお問い合わせ下さい



「デジタル簡易無線」は 包括登録申請と開設届を 提出しないと使えません!

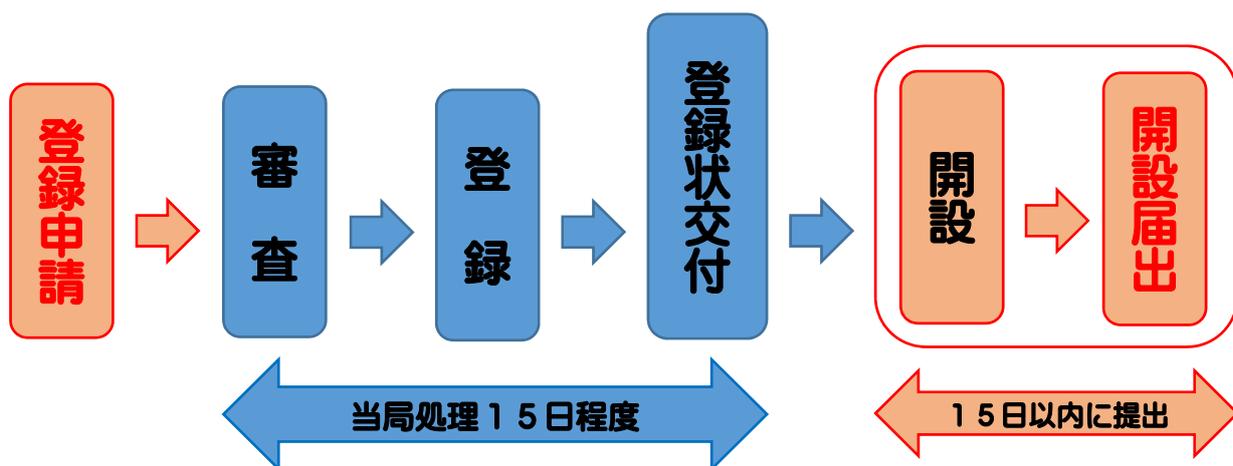


デジタル簡易無線（2台以上使用 ⇒ 包括登録）



- ✓ 無線機に技術基準適合証明のマーク  がないと、日本国内で使用できません
- ✓ 無線従事者資格が不要
- ✓ 異なる業者同士でも通話可能
- ✓ 秘話通信も設定可能

- ✓ 初めて使用するときには「登録申請」が必要です
- ✓ 包括登録の場合（無線機が使用できるまでの手続きの流れ）



- ✓ 手続きをしないで使用した場合、電波法違反で「懲役1年以下又は100万円以下の罰金」に処せられることがあります

※詳しい手続きは、東北総合通信局陸上課（022-221-0669）までお問い合わせ下さい

